

災害時における物資等の供給に関する協定

山形県
株式会社ブルボン

災害時における物資等の供給に関する協定

山形県（以下「甲」という）と、株式会社ブルボン（以下「乙」という）は、災害発生時における菓子、食品、飲料及びその他の物資（以下「救援物資」という）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

第1条（要請）

甲は、山形県内において地震、津波、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）に、乙に対して次の事項について要請することができるものとし、乙はこれに可能な限り協力するものとする。

（1）救援物資を甲または甲の関連施設等に供給すること

（2）救援物資を甲の指定する場所（避難所、避難場所を含む）に供給すること

2. 前項の甲の要請は、原則として、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、ファクシミリ等により行い、その後、速やかに書面を提出することで替えることができる。

第2条（救援物資の範囲）

甲が乙に対して供給を要請できる救援物資の範囲は、甲の要請時点において乙が調達及び供給可能な品目、種類または数量とし、甲乙協議により決定する。

第3条（救援物資の引渡し）

甲又は甲に要請した市町村は、乙と協議のうえ、救援物資の引渡し場所等について決定する。なお、引渡し場所までの配送は、乙または乙の指定する者が行う。

第4条（費用負担）

甲又は甲に要請した市町村は、乙が供給した救援物資の調達及び引渡し場所までの配達に係る費用（以下「救援物資等の費用」という。）を負担するものとし、救援物資等の代金は、甲又は甲に要請した市町村と乙との協議により決定するものとする。

第5条（支払）

甲又は甲に要請した市町村は、本協定に基づき乙が供給した救援物資等の費用について、乙の請求に基づき支払う。

2. 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び救援物資の供給、防災・減災等に係る情報交換を行い、災害時に本協定が円滑に機能するよう備えるものとする。

第7条（連絡責任者）

甲及び乙は、本協定に係る連絡責任者（緊急連絡者）を選任し、協定締結後速やかに報告するものとする。なお、変更が生じた場合は、直ちに相手方に通知しなければならない。

第8条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がない場合は、同一条件で更新するものとし、以後も同様とする。

第9条（協議事項）

甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

上記の内容を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年12月18日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事

吉村美栄子

乙 新潟県柏崎市駅前1丁目3番1号
株式会社ブルボン
代表取締役社長

吉田正慶